

食発第308号
平成13年10月17日

各
〔都道府県知事
政令市市長 殿
特別区区長〕

厚生労働省医薬局食品保健部長

と畜場法施行規則の一部を改正する省令の施行について

と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）の一部が平成13年10月17日、と畜場法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第209号）をもって改正され、平成13年10月18日から施行することとされたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第1 改正の要点

- 1 と畜場において解体された牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）（以下「特定危険部位」という。）については、すべて焼却することとされたこと。

なお、特定危険部位の取扱いについては、平成13年9月27日付け食発第280号「牛の特定危険部位の取扱いについて」において通知したところであるが、今回の省令改正においては、回腸以外の部位についても、月齢を問わずすべての牛について焼却することとしたので、留意されたいこと。

- 2 と畜場において解体された牛の特定危険部位は、枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防ぐよう処理することとされたこと。

第2 運用上の注意

- 1 別紙要領に従って取り扱うこと。

2 特定危険部位の焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第331号）が平成13年10月17日に公布され、平成13年10月27日から施行されることに伴い、環境省関係部局より、平成13年10月17日付け環廃産第444号及び同日付け環廃産第445号（別添）が発出されたことから、廃棄物行政主管部局と連携して円滑な実施に努められたいこと。

第3 施行期日

この省令は、平成13年10月18日から施行されること。

これに伴い、平成13年9月27日付け食発第280号「牛の特定危険部位の取扱いについて」は、本日（平成13年10月17日）をもって廃止すること。

第4 経過措置

第1の1により焼却することとされた牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）については、この省令の施行後1年を経過する日（平成14年10月17日）までの間は、牛の眼及び脳の焼却で足りることとされたこと。

食肉処理における特定部位管理要領

1 趣旨

わが国において牛海綿状脳症（以下「BSE」）に罹患した牛が確認されたことから、と畜場法施行規則の一部を改正し、牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸遠位部を特定部位に指定し、これらの部位を確実に除去、焼却するとともに、処理に当たっては特定部位による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止することとした。

この要領は、とさつ及び解体を通じて、これらの特定部位による枝肉及び食用に供する内臓の汚染の防止を図ることを目的とする。

2 運用の基本的考え方

わが国がBSE発生国となったことから、国産牛肉の安全性を確保するためには、とさつ、解体等の手順、衛生管理等を大きく変更する必要があることから、と畜場の設置者、管理者、と畜業者、従事者等に対し十分周知し理解を求め、着実に実施するよう指導するとともに、関係者に対し情報提供を行い、協力を得ることとする。

3 特定部位の取扱い

特定部位は、周囲を汚染しないように除去し、専用の容器に保管するとともに、と畜検査員の確認を受けて、確実に焼却すること。

4 とさつ時のワイヤーによる脳及び脊髄の破壊

- (1) ワイヤーの挿入より、脳、脊髄組織が漏出し、汚染が発生する懸念や使用する金属ワイヤーの1頭ごとの有効な消毒が困難であり、本処理は衛生上の観点から中止することが望ましい。
- (2) 作業者の安全の観点から中止できない場合には、処理の過程で脳、脊髄組織が付着した表皮、肉等をトリミング等により、特定部位と同様に除去、保管し、と畜検査員が確認の上、焼却する。

5 脊髄の管理

- (1) 背割りの際、椎孔に容れられている脊髄が損傷された結果、枝肉を汚染するおそれがあること、及び椎骨に付着した脊髄が食肉処理工程において、可食部分を汚染するおそれがあることから、背割りの段階で脊髄片の飛散を防ぐとともに、背割り後の枝肉から脊髄を確実に除去することが必要である。

- (2) 背割りに当たっては、脊髓片が飛散しないよう、鋸の歯を洗浄しながら切断し、洗浄水からスクリーンにより脊髓片を回収し、特定部位と同様保管、焼却する。また、背割鋸は一頭毎に十分に洗浄消毒を行う。
- (3) 背割り後、脊柱中の脊髓を金属性器具を用いて入念に除去し、十分に高圧水により洗浄したのち、さらに枝肉の検査の際に、と畜検査員が枝肉に脊髓片が付着していないことを確認する。
- (4) 脊髓は軟組織で柔軟性があるため、背割りを正中線から若干ずらした位置で行うことにより、片側の椎骨に付着させることが可能であり、この場合、脊髓も損傷が少ない。
- (5) 背割りを行う従事者は、ゴーグルなどの眼の保護及びマスクが必要である。

6 BSE陽性確認時の対応

特定部位に接触した施設設備、機械器具の消毒は異常プリオンを不活化する方法で行うこととする。また、他の施設設備、機械器具については入念な洗浄を行うことにより対応する。

7 特定部位の焼却条件

800℃以上で、完全な焼却を行う。

特定危険部位を含むおそれのある牛由来原材料を使用して製造又は加工された食品の安全性確保に係る自主点検の結果について

標記について、10月5日付食発第294号により食品製造等関係団体に対し製造者又は加工者に自主点検等を指導してきたところですが、各製造者又は加工者より所轄の保健所にあった報告の概要は次のとおりです。

- 1 報告を行った製造者及び加工者の総数は 8,980、製造又は加工された食品の総数は 132,645 であった。製造又は加工者毎、製造又は加工された食品毎の報告内容については、厚生労働省ホームページ上で公開する (<http://www.mhlw.go.jp>)。
- 2 特定危険部位を使用・混入があったと報告のあった製造又は加工食品の総数は 51、特定危険部位の使用・混入の有無が不明として報告のあった製造又は加工食品の総数は 373 であった。これら 424 食品のうち、BSE非発生国原料の使用やプリオンの不活化等を行っていたとの報告のあった食品の総数は 402 であった。
- 3 特定危険部位を使用・混入もしくは不明であった製造又は加工食品のうち、製品回収・販売中止等の措置を行ったとの報告のあった製造又は加工食品数は 22 であった。
- 4 保健所が立ち入り調査を行ったと報告のあった製造者又は加工者は 1,527 (67 都府県市区)、製造又は加工された食品数は 22,143 であった。このうち、保健所への報告内容と異なるとの報告があった食品数は 5 であったが、保健所において、いずれも原材料が BSE非発生国であることを確認した旨報告を受けた。
- 5 厚生労働省では、今後とも都道府県等の協力を得ながら、製造者及び加工者等について立ち入り調査を行い、特定危険部位の混入・使用の有無について確認するとともに、問題があれば適切に指導を行っていくこととしている。なお、中間とりまとめ以降報告内容に変更があった製造者又は加工者について、改めて保健所が立ち入り調査を行うよう本日付で指示する。

牛のせき髄を含む可能性のある食品等

(58施設)

| 名称 | 不活化処理の有無 | 食品数 | |
|--------------|----------|---------------|----|
| エキス | 有 | 48 | |
| | | (加圧・加熱処理) | 48 |
| | | (アルカリ処理) | - |
| | | (記載なし) | - |
| | 無 | 11 | |
| グリセリン | 有 | 23 | |
| | | (加圧・加熱処理) | 21 |
| | | (アルカリ処理) | 2 |
| | | (記載なし) | - |
| ソルビン酸脂肪酸エステル | 有 | 7 | |
| | | (加圧・加熱処理) | 7 |
| | | (アルカリ処理) | - |
| | | (記載なし) | - |
| ゼラチン | 有 | 6 | |
| | | (加圧・加熱処理) | 2 |
| | | (アルカリ処理) | 4 |
| | | (記載なし) | - |
| 牛脂 | 有 | 19 | |
| | | (加圧・加熱処理) | 15 |
| | | (アルカリ処理) | 4 |
| | | (記載なし) | - |
| 油脂加工品 | 有 | 4 | |
| | | (加圧・加熱処理) | 2 |
| | | (アルカリ処理) | 2 |
| | | (記載なし) | - |
| 骨カルシウム | 有 | 9 | |
| | | (焼成又は加圧・加熱処理) | 8 |
| | | (アルカリ処理) | - |
| | | (記載なし) | 1 |
| 調味料 | 有 | 10 | |
| | | (加圧・加熱処理) | 10 |
| | | (アルカリ処理) | - |
| | | (記載なし) | - |
| | 無 | 6 | |
| たん白加水分解物 | 有 | 4 | |
| | | (加圧・加熱処理) | 3 |
| | | (アルカリ処理) | - |
| | | (記載なし) | 1 |
| 乳化剤 | 有 | 79 | |
| | | (加圧・加熱処理) | 72 |
| | | (アルカリ処理) | 7 |
| | | (記載なし) | - |
| | 無 | 1 | |
| 香料 | 有 | 2 | |
| | | (加圧・加熱処理) | 2 |
| | | (アルカリ処理) | - |
| | | (記載なし) | - |
| その他 | 有 | 6 | |
| | | (加圧・加熱処理) | 5 |
| | | (アルカリ処理) | 1 |
| | | (記載なし) | - |
| 計 | | 235 | |

* 平成13年11月にとりまとめられた「特定危険部位を含むおそれのある牛由来原材料を使用して製造又は加工された食品の安全性確保に係る自主点検の結果」より

* 不活化処理が行われていないものについては、原料がBSE非発生国又は回収措置がとられた。

食監発第 0131001 号
平成 14 年 1 月 31 日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課長

牛の背割り前の脊髄除去等の推進について

標記については、平成 13 年 12 月 7 日付け食監発第 290 号によりデータの収集等についてご協力をお願いし、平成 13 年 12 月 25 日に開催された第 4 回牛海綿状脳症（BSE）に関する研究班会議において各種脊髄除去方法の検証及び評価を行ったところです。

当該研究班会議においては、背割り後に脊髄を除去した場合の枝肉の高圧洗浄や背割り鋸洗浄での効果が確認され、「食肉処理における特定危険部位管理要領（平成 13 年 10 月 17 日付け食発第 308 号）」の徹底が重要であると指摘されたので、引き続き同管理要領が遵守されるよう指導方お願いします。

また、背割り前の脊髄除去については、洗浄前の枝肉、機械等の汚染低減化への効果が確認され、現在の衛生管理に加えて更なる予防的観点から各と畜場において、その導入を推進すべきとの結論を得たので、今後、背割り前の脊髄除去の導入について、とちく場設置者、管理者、とちく業者及び従事者等に対し指導方よろしくお願いします。

背割前に脊髄を吸引する方法については除去率の向上、背割前に脊髄を圧力により押し出す方法については神経組織の肉への付着防止のための加圧調整など、いずれの方法も技術的な課題があり、現時点においていずれの方法が最も適切であるかは結論を得られなかったので、導入に当たっては、各と畜場の実状を勘案するほか、別添の第 4 回牛海綿状脳症（BSE）に関する研究班会議資料を参考とされるようお願いします。

なお、当職としては、今後とも、全国における導入状況や技術的な改善状況等を踏まえて研究班における評価、検討を継続することとしています。

公営と畜場の脊髄除去設備の整備にあつては、保健衛生施設等設備整備費国庫補助事業において 1/2 補助の対象とする予定であることを申し添えます。

BSE特別措置法のポイント

第1 目的

この法律は、BSEの発生を予防し、及びまん延を防止するための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、もって国民の健康の保護並びに肉用牛生産及び酪農、牛肉に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図ることを目的とする。

第2 国及び都道府県の責務

国及び都道府県（保健所設置市を含む。以下同じ。）は、BSEの発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合には、第3の基本計画に基づき、速やかに、BSEのまん延を防止する等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

第3 基本計画

- 1 農林水産大臣及び厚生労働大臣は、BSEの発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合において国及び都道府県が講ずべき措置（対応措置）に関する基本計画を定めなければならない。
- 2 基本計画においては、①対応措置に関する基本方針、②計画の期間、③BSEのまん延防止のための措置に関する事項、④正確な情報の伝達に関する事項、⑤関係行政機関及び地方公共団体の協力に関する事項、⑥その他対応措置に関する重要事項を定めるものとする。

第4 牛の肉骨粉を原料等とする飼料の販売等の禁止

- 1 牛の肉骨粉を原料又は材料とする飼料は、別に法律又はこれに基づく命令で定めるところにより、牛に使用してはならない。
- 2 牛の肉骨粉を原料又は材料とする牛を対象とする飼料及び牛に使用されるおそれがある飼料は、別に法律又はこれに基づく命令で定めるところにより、販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入してはならない。
- 3 1及び2による規制の在り方については、BSEに関する科学的知見に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。

第5 死亡した牛の届出及び検査

- 1 農林水産省令で定める月齢以上の牛が死亡したときは、当該牛の死体を検案した獣医師（獣医師による検案を受けていない牛の死体については、その所有者）は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 2 1による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、BSEの発生を予防し、又はその発生を予察するため必要があるときは、家畜伝染病予防法第5条第1項の規定により、家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。

第6 と畜場におけるBSEに係る検査等

- 1 と畜場内で解体された厚生労働省令で定める月齢以上の牛の肉等は、別に法律又はこれに基づく命令で定めるところにより、都道府県知事又は保健所設置市の長の行うBSEに係る検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。
- 2 と畜場の設置者等は、牛の特定部位（牛の脳、牛のせき髄等）については、別に法律又はこれに基づく命令により、焼却により処理しなければならない。
- 3 と畜業者等は、別に法律又はこれに基づく命令により、牛のと殺又は解体を行う場合には、牛の特定部位による牛の枝肉等の汚染を防ぐよう処理しなければならない。

第7 牛に関する情報の記録等

- 1 国は、牛1頭ごとに、生年月日、移動履歴その他の情報を記録し、及び管理するための体制の整備に関し必要な措置を講ずるものとする。
- 2 牛の所有者（所有者以外の者が管理する牛については、その者）は、牛1頭ごとに、個体を識別するための耳標を着けるとともに、1の情報を提供しなければならない。

第8 牛の生産者等の経営の安定のための措置

国は、基本計画に定められた計画の期間において、BSEの発生により経営が不安定になっている牛の生産者、牛肉に係る製造、加工、流通又は販売の事業を行う者、飲食店営業者等に対し、その経営の安定を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第9 協力依頼

農林水産大臣及び厚生労働大臣並びに都道府県知事及び保健所設置市の長は、国、独立行政法人、地方公共団体、獣医師団体、牛の生産者団体、試験研究機関、検査機関等に対し必要な協力を求めることができる。

第10 正しい知識の普及等・調査研究体制の整備等

- 1 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じたBSEに関する正しい知識の普及により、BSEに関する国民の理解を深めるよう努めるとともに、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、広く国民の意見が反映されるよう十分配慮しなければならない。
- 2 国及び都道府県は、BSEの検査体制の整備、BSE及びこれに関連する人の疾病の予防に関する調査研究体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及並びに研究者の養成その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

食監発第1010001号

平成14年10月10日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課長

特定部位の取扱いについて

標記については、と畜場法（昭和28年法律第114号）及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）により、と畜場において解体された牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）（以下「特定部位」という。）の焼却が義務化されていますが、牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）については、施行後1年を経過する日（平成14年10月17日）までの間は、牛の眼及び脳の焼却で足りることとされたところです。

このため、10月18日からは頭部全体の焼却処理が必要となることから経過措置期間終了後の特定部位の取扱いについて調査したところ、未だ焼却方法が決まっていないと畜場が報告されていること及び関係業界からの要請等を踏まえ、下記について御了知の上、農政部局との連携を図りつつ、と畜場設置者及び管理者並びにと畜業者及び化製業者等関係営業者に周知するとともに、特定部位の焼却処理の指導について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 特定部位の焼却については、と畜場等の焼却施設における焼却のほか、専用の化製場において肉骨粉及び油脂等に処理した上ですべて焼却すること。
ただし、地域において専用の化製場が整備されていない場合に限り、関係業者間で合意を得た上で、その他の化製場において特定部位を肉骨粉及び油脂等に処理し、これらをすべて焼却することも可能であること。
- 2 特定部位に由来する肉骨粉及び油脂等がすべて焼却されたことを都道府県等において、現場検査又は書面により確認すること。

特定部位の取扱い状況等の調査結果（平成15年2月末日現在）

| | | |
|---|---|--------|
| 1 牛の特定部位の取扱いについて | | |
| 調査対象施設 | | 163 |
| （平成15年2月末日現在、牛のとさつを行っていると畜場数） | | |
| 2 牛の特定部位の焼却状況（以下の各方法を併用を含む。） | | |
| （1）と畜場内の施設で焼却する | | 70 |
| （2）産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に委託し焼却する | | 53 |
| （3）市町村等の一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理が可能）で焼却する | | 32 |
| （4）専用の化製場で肉骨粉及び油脂等にしてから焼却する | | 19 |
| <ul style="list-style-type: none"> 専用の化製場として報告のあった化製場 ・東京製油協同組合（東京都西多摩郡瑞穂町） ・宮崎県畜産残渣処理協同組合（宮崎県北諸県郡高城町） | } | |
| （5）専用の化製場以外の化製場で肉骨粉及び油脂等にしてから焼却する | | 1 |
| （6）焼却方法が決まっていない | | 0 |
| （7）特定部位を保管中 | | 2 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・と畜場内に焼却施設の設置のため（年度内に焼却開始予定） ・町が一般廃棄物処理施設を建設中のため | } | 1 1 |

牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査結果について(週報)

◎ これまでにBSEと診断された牛は6頭。その他のスクリーニング検査の結果は以下の通り。

| 搬入日 | 症状を呈する牛 ※1 | | | 生後30ヶ月齢以上の牛 | | | その他の牛 | | | 計 | | | |
|---------------------|------------|-----------------|-----|-------------|-----------------|-----|-----------|----|-----|-----------|-----|-----|-----------|
| | 陰性 | 陽性 | 検査中 | 陰性 | 陽性 | 検査中 | 陰性 | 陽性 | 検査中 | 陰性 | 陽性 | 検査中 | 計 |
| 平成13年 10月18日～10月31日 | 339 | 0 | 0 | 10,955 | 0 | 0 | 15,334 | 7 | 0 | 26,628 | 7 | 0 | 26,635 |
| 11月1日～11月30日 | 466 | 0 | 0 | 43,506 | 9 _{※2} | 0 | 56,286 | 11 | 0 | 100,258 | 20 | 0 | 100,278 |
| 12月1日～12月31日 | 190 | 0 | 0 | 38,827 | 3 | 0 | 56,943 | 9 | 0 | 95,760 | 12 | 0 | 95,772 |
| 平成14年 1月1日～1月31日 | 217 | 0 | 0 | 36,966 | 3 | 0 | 57,555 | 6 | 0 | 94,738 | 9 | 0 | 94,747 |
| 2月1日～2月28日 | 196 | 0 | 0 | 38,336 | 1 | 0 | 57,836 | 4 | 0 | 96,368 | 5 | 0 | 96,373 |
| 3月1日～3月31日 | 443 | 0 | 0 | 47,227 | 3 | 0 | 62,400 | 3 | 0 | 110,070 | 6 | 0 | 110,076 |
| 4月1日～4月30日 | 234 | 0 | 0 | 51,646 | 4 | 0 | 66,384 | 13 | 0 | 118,284 | 17 | 0 | 118,281 |
| 5月1日～5月31日 | 220 | 1 _{※4} | 0 | 46,201 | 4 | 0 | 62,158 | 1 | 0 | 108,579 | 6 | 0 | 108,585 |
| 6月1日～6月30日 | 170 | 0 | 0 | 38,233 | 4 | 0 | 54,982 | 0 | 0 | 93,385 | 4 | 0 | 93,389 |
| 7月1日～7月31日 | 252 | 0 | 0 | 47,842 | 3 | 0 | 86,069 | 1 | 0 | 113,963 | 4 | 0 | 113,967 |
| 8月1日～8月31日 | 246 | 1 _{※4} | 0 | 40,840 | 3 | 0 | 58,144 | 3 | 0 | 99,230 | 7 | 0 | 99,237 |
| 9月1日～9月30日 | 234 | 0 | 0 | 39,367 | 0 | 0 | 59,484 | 0 | 0 | 99,085 | 0 | 0 | 99,085 |
| 10月1日～10月31日 | 237 | 0 | 0 | 45,874 | 0 | 0 | 64,549 | 0 | 0 | 110,660 | 0 | 0 | 110,660 |
| 11月1日～11月30日 | 253 | 0 | 0 | 50,885 | 0 | 0 | 71,683 | 0 | 0 | 122,821 | 0 | 0 | 122,821 |
| 12月1日～12月31日 | 224 | 0 | 0 | 47,399 | 2 | 0 | 68,232 | 0 | 0 | 115,855 | 2 | 0 | 115,857 |
| 平成15年 1月1日～1月31日 | 299 | 1 _{※4} | 0 | 35,654 | 2 _{※3} | 0 | 50,100 | 0 | 0 | 86,053 | 3 | 0 | 86,056 |
| 2月1日～2月28日 | 280 | 0 | 0 | 36,213 | 1 _{※3} | 0 | 56,145 | 0 | 0 | 92,638 | 1 | 0 | 92,639 |
| 3月1日 | 2 | 0 | 0 | 41 | 0 | 0 | 61 | 0 | 0 | 104 | 0 | 0 | 104 |
| 3月2日～3月8日 | 65 | 0 | 0 | 9,183 | 0 | 0 | 14,511 | 0 | 0 | 23,759 | 0 | 0 | 23,759 |
| 3月9日～3月15日 | 96 | 0 | 0 | 9,265 | 0 | 0 | 14,331 | 0 | 0 | 23,692 | 0 | 0 | 23,692 |
| 3月16日～3月22日 | 68 | 0 | 0 | 7,940 | 0 | 0 | 11,365 | 0 | 0 | 19,373 | 0 | 0 | 19,373 |
| 3月23日～3月28日 | 73 | 0 | 0 | 9,593 | 0 | 0 | 12,642 | 0 | 0 | 22,308 | 0 | 0 | 22,308 |
| 3月30日～3月31日 | 17 | 0 | 0 | 1,908 | 0 | 0 | 2,545 | 0 | 0 | 4,470 | 0 | 0 | 4,470 |
| 4月1日～4月5日 | 65 | 0 | 0 | 7,569 | 0 | 0 | 10,554 | 0 | 0 | 18,188 | 0 | 0 | 18,188 |
| 4月6日～4月12日 | 88 | 0 | 0 | 10,130 | 0 | 0 | 13,791 | 0 | 0 | 24,009 | 0 | 0 | 24,009 |
| 計 | 4,974 | 3 | 0 | 751,200 | 42 | 0 | 1,064,084 | 58 | 0 | 1,820,258 | 103 | 0 | 1,820,361 |

※1 生後24ヶ月以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛
 ※2 BSE陽性牛2頭を含む
 ※3 BSE陽性牛1頭を含む
 ※4 BSE陽性牛
 ※5 BSE確認検査の結果、陰性と判断するには至らなかった
 「第12回牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議の結果について」 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/03/h0327-2.html>

(注) 平成13年10月18日～平成15年4月12日までにBSEの疑いがあるためとさつ禁止措置を講じた件数 2件

BSE 確認状況について

厚生労働省医薬局食品保健部

| No. | 確認年月日 (と畜年月日) | 生年月日 (確認時の月齢) | 品種 (性別) | 生産地 (飼育地) | 検査実施機関 (確認検査実施機関) | 検査結果 | |
|-----|------------------------------|-----------------------|----------------|----------------|------------------------------------|----------|---|
| | | | | | | WB法 | |
| 1 | 平成13年9月10日* (平成13年8月6日) | 平成8年3月26日 (64ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道 (千葉県) | 千葉県 (独)動物衛生研究所) | WB法 | + |
| | | | | | | 免疫組織化学検査 | + |
| | | | | | | 病理組織検査 | + |
| 2 | 平成13年11月21日 (平成13年11月19日) | 平成8年4月4日 (67ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道 (北海道) | 北海道 (帯広畜産大学) | WB法 | + |
| | | | | | | 免疫組織化学検査 | + |
| | | | | | | 病理組織検査 | - |
| 3 | 平成13年12月2日 (平成13年11月29日) | 平成8年3月26日 (68ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 群馬県 (群馬県) | 埼玉県 (横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター、帯広畜産大学) | WB法 | + |
| | | | | | | 免疫組織化学検査 | + |
| | | | | | | 病理組織検査 | + |
| 4 | 平成14年5月13日 (平成14年5月10日) | 平成8年3月23日 (73ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道 (北海道) | 北海道 (帯広畜産大学) | WB法 | + |
| | | | | | | 免疫組織化学検査 | + |
| | | | | | | 病理組織検査 | + |
| 5 | 平成14年8月23日 (平成14年8月21日) | 平成7年12月5日 (80ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 神奈川県 (神奈川県) | 神奈川県 (国立感染症研究所) | WB法 | + |
| | | | | | | 免疫組織化学検査 | + |
| | | | | | | 病理組織検査 | - |
| 6 | 平成15年1月20日 (平成15年1月17日) | 平成8年2月10日 (83ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道 (和歌山県) | 和歌山市 (国立感染症研究所) | WB法 | + |
| | | | | | | 免疫組織化学検査 | + |
| | | | | | | 病理組織検査 | + |
| 7 | 平成15年1月23日 (平成15年1月21日) | 平成8年3月28日 (81ヶ月齢) | ホルスタイン種 (雌) | 北海道 (北海道) | 北海道 (帯広畜産大学) | WB法 | + |
| | | | | | | 免疫組織化学検査 | + |
| | | | | | | 病理組織検査 | - |
| 保留 | 未定 (平成15年2月5日) | 昭和58年1月1日 (241ヶ月齢) | 黒毛和種 (雌) | 神奈川県 (神奈川県) | 神奈川県 (国立感染症研究所) | WB法 | + |
| | | | | | | 免疫組織化学検査 | - |
| | | | | | | 病理組織検査 | - |

(注1) 病理組織検査は、脳組織に明らかな空胞が認められた場合、「+」としている。

(注2) いずれの場合もBSEを疑う臨床症状は確認されなかった。

* : BSE検査陽性確認